六　オペレーショナル・リスク損失（別表第二に定めるオペレーショナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失をいう。以下同じ。）のうち重大なものを含むオペレーショナル・リスクの情報について、管理部門から各業務部門の責任者、理事会等及び担当理事等に定期的に報告が行われ、当該報告に基づき適切な措置をとるための体制が整備されていること。

七　［略］

（別表第一）

［表略］

（注）　畑利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。

［1．～5．　略］

6．畑利益の配分の手順は、理事会等の承認に基づき担当理事等が責任を持つものでなければならない。

7．　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第四条　農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　［略］ ［2・3　略］ 4　［略］ ［一・二　略］ 三　イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあっては、次に掲げる事項 イ　次に掲げる額の合計額 (1)　［略］ (2)　デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。ロ及びハにおいて同じ。）で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。） ［(3)・(4)　略］ ［ロ～ヲ　略］ 5　［略］	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　［同上］ (1)　［同上］ (2)　デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。） ［(3)・(4)　同上］ ［ロ～ヲ　同上］ 5　［同上］